

新型コロナウイルス感染症に関する学生への追加支援について

令和2年6月22日

令和2年5月22日に「学生に対する追加経済支援策」を行うと発表しましたが、国の経済的支援制度と連携し、以下のとおり実施します。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の家計急変やアルバイト収入減等により困窮する学生のうち、国等の経済支援制度を利用しても、なお経済的に困窮する学生に本学独自の支援金を支給します。
- 2 対象者は、国が実施する「学びの継続のための学生支援緊急給付金」において、本学が独立行政法人日本学生支援機構に推薦を行った学生とします。
- 3 支給額は、1人あたり5万円とします。
- 4 手続は、対象となる学生に担当課より学務情報システムにて連絡します。

事務局学生課 (Tel052-872-5042)

参 考



A4 サイズ : 1 ページ

令和2年5月22日

名古屋教育医療記者会 各位

公立大学法人 名古屋市立大学

事務局学生課長 藤井 章

TEL : 052-853-8019

(名古屋市政記者クラブと同時発表)

学生に対する追加経済支援策について

名古屋市立大学では新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮する学生について、本学として下記のとおり経済支援策を行うことといたしましたので、お知らせします。

記

1 内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の家計急変やアルバイト収入減等により経済的に困窮する学生のうち、国等の経済支援制度を利用しても、なお経済的に困窮する学生に対し、支援金を給付するもの。

2 支援額

1人あたり50,000円

3 対象者数(見込み)

400人程度

4 財源(予定)

名市大生みらい応援基金

5 その他

国の経済支援策と連携しながら、速やかに実施する。